

随意契約等見直し計画

平成23年10月
独立行政法人国立循環器病研究センター

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成22年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本契約に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成22年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	358	11,543,908	364	11,615,712
競争入札	353	11,480,682	359	11,552,486
企画競争、公募	5	63,226	5	63,226
競争性のない随意契約	79	1,425,186	73	1,353,382

※見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成22年度実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	358	11,543,908
うち一者応札・一者応募	82	2,353,144

平成22年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行った。

平成22年度の一者応札・一者応募となった契約について特に問題はないが、今後の調達については、入札参加資格要件のハードルが高くなるように、発注の仕方も含めて工夫する等により競争性の確保を図るよう努める。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な点検の実施

- ① 随意契約（少額のものを除く）は、その契約事由の妥当性を「契約審査委員会」の審議を経て、更に「契約監視委員会」として事前審査を実施。
- ② 平成22年度調達案件のうち前回一者応札及び前回落札率100%の契約についても、「契約審査委員会」の審議を経て、更に「契約監視委員会」として事前審査を実施。
- ③ 平成22年度と比較し、平成23年度「契約審査委員会」の開催頻度を多くし、事前審査を徹底し、審議内容を強化。
- ④ 入札説明書等を受領しながら応札してこなかった業者に対して、可能な限り追跡調査を実施し、原因を究明。
- ⑤ 内部監査による点検の実施。

(2) 随意契約等の見直し

契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、原則、一般競争入札を徹底する。

(3) 1者応札・1者応募の見直し

1者応札・1者応募に対し、「契約の適正化に関する取組について」に定める下記事項について継続して取り組む。

・入札方法等

- ① 公告情報から事業規模等が容易に推測できるよう詳細に記載する。
- ② 入札公告は、全てホームページに掲載、院内掲示を行う。
- ③ 公告期間は、土日・祝日を除き、10日間以上と規定し確保する。
- ④ 資格要件は、当該契約に必要な以上の業務実績等、必要性が低い要件を設定しない。
- ⑤ 仕様等
 - ア 業務内容を具体的に分かり易く記載する。
 - イ 特定の者が有利となる仕様としない。
 - ウ 発注コスト、地域性等の諸条件に考慮し、適切な発注単位とする。
 - エ 複数業者から参考見積を徴取する。
- ⑥ 参加者への配慮
 - ア 契約に応じた履行期限等とし、契約期間についても、十分な期間を設け履行しやすくなるよう配慮する。
 - イ 契約に応じ、競争参加しやすい条件（複数年契約）とするなど配慮する。
- ⑦ 公募型企画競争契約の積極的な採用
 - 一者応札の原因の1つである、価格のみの競争による調達だけでなく、契約の性質又は目的から価格のみならず、企画、技術の提案も併せて評価できる公募型企画競争契約を積極的に採用する。